

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員	白	神	利	行
同	土	居	幸	徳
同	鷹	取	清	彦
同	松	田	安	義

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管局・課	団体名	監査対象事務等	支出金額
財政援助団体	市民協働局 ESD推進課 教育委員会事務局 指導課	岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会	岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会負担金	円 15,000,000 5,100,000
	経済局観光コンベンション推進課	一般財団法人岡山市建部町観光公社	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
資 団 体	保健福祉局 高齢者福祉課	公益財団法人 岡山市シルバー人材センター	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
	市民生活局 文化振興課	公益財団法人 岡山シンフォニーホール	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
指定管理者	保健福祉局 高齢者福祉課	社会福祉法人 敬友会	岡山市西市デイサービスセンター管理業務	—

2 監査の期間

平成29年1月4日から平成29年2月28日まで

3 監査の方法等

平成29年1月から平成29年2月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の平成27年度の事務が、法令等にのっとり、適正に行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

(1) 負担金の執行にかかる所管課業務について

平成27年度における財政援助にかかる負担金の執行事務等について、関係書類等を監査した結果、負担金は交付目的に即した事務事業遂行のため執行されているものと認められたが、事務処理については、一部に不適切な事例が認められたので改善するよう指導されたい。

○ 事務処理について

岡山地域「持続可能な開発のための教育」推進協議会における経費の支出事務について確認したところ、協議会会計規則に基づかない事務局員による立替払が常態化していることが認められたので、確認のうえ、この改善について指導されたい。

その他の事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(2) 出資者としての団体に対する指導監督業務について

平成27年度における指導監督業務事務について監査した結果、いずれの団体も事業運営は出資目的に沿って行われているものと認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、出資団体の所管課として、内容を十分把握し、適切な指導を行われたい。

○ 公益財団法人岡山シンフォニーホールの貸借対照表内訳表中の各会計の「正味財産合計」と正味財産増減計算書内 訳表中の各会計の「正味財産期末残高」に記載された計数に相違が認められた。

その他の事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の指導監督方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(3) 公の施設の管理業務の執行にかかる所管課業務について

平成27年度における公の施設の指定管理業務の執行にかかる所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じられたい。

○ 岡山市老人デイサービスセンターの管理に係る協定書に基づく、指定管理者への「財産台帳」及び「物品台帳」の提示、「事業報告書」の受理及び「管理実態点検」

が適正になされていないことが認められた。

また、指定管理者が提出すべき非常時の対応マニュアルその他の書類の未提出に対する指導が行われていなかった。

協定書及び業務仕様書に基づいて、指定管理者に対し適正な管理を実施されたい。

その他の事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。